

外来種対策行動3原則(東京都版)

これまでの外来種対策は、普及啓発など「外来種問題の主流化」を目標としてきました。今後は、被害や生息状況を早期に把握し、適切な防除により侵入や分布拡大を阻止する「侵入防止や防除等の対策の実践」へ転じる必要があります。このため東京都では、国の「外来種被害予防3原則」に加え、「外来種対策行動3原則」を新たに提唱し、東京都の外来種対策を促進していきます。



東京都版「外来種対策行動3原則」

I 「いち早く見つける」

侵略的な外来種の早期発見につとめ、分布の拡大を防止することが大切です。



II 「被害を減らす」

地域の特性や定着段階に応じた対策を進め、被害やリスクを減らすことが大切です。適切な手法のもと地域の主体と連携し、効果的な実践を推進します。



III 「取組を広げる」

取組に関わる主体と情報交換しながら、対策をバージョンアップしつつ継続することが大切です。また、成果も共有しながら取組の輪を広げていきます。



こちらも大事

従来の「外来種被害予防3原則」

「入れない」

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」

「捨てない」

飼養、栽培している外来種を適切に管理し「捨てない」

「拡げない」

既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」



東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針

「東京都外来種対策行動の手引き」及び「東京都外来種対策リスト2025」は、2025年3月公表の『東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針』に基づき作成しました。都内共通の7つの保全戦略を掲げ、外来種対策については、主に戦略3「外来種対策の実践の促進」に記載されています。



戦略的保全方針の詳細は、上の二次元コードからご覧いただけます。

東京都 外来種対策行動の手引き 外来種対策リスト2025

みんなで実践! 外来種対策からはじめるネイチャーポジティブ -普及版-

令和8(2026)年1月発行

編集・発行 東京都環境局自然環境部計画課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

TEL 03-5388-3548

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>

登録番号 第(7)69号
環境資料 第37057号



外来種対策行動の手引きや
外来種対策リストは、上の二次元
コードからご覧いただけます。

東京都

外来種対策行動の手引き 外来種対策リスト2025

みんなで実践! 外来種対策からはじめるネイチャーポジティブ

— 普及版 —



「外来種」とは、本来の分布域外から人為的に導入された生物を指します。中でも生物多様性を脅かす「侵略的外来種」は、自然状態では起こりえない甚大な影響をもたらすことがあるため、優先的な対策が必要です。

また、環境の違いによっては影響を及ぼす外来種の種類やその影響の大きさは変わることから、東京の特性をふまえた外来種対策の考え方や具体的な方針を示した「東京都外来種対策行動の手引き」や、優先して対策すべき種を示した「東京都外来種対策リスト2025」を作成しました。これらを積極的に活用しながら、多様な主体の連携のもと、東京のネイチャーポジティブの実現に向けた効果的な外来種対策を進めていきます。

外来種対策の基礎知識

外来種は意図的・非意図的を問わず人為的に導入された生物を指し、そのうち国外から導入されたものを「国外外来種」、国内の自然分布域を越えて導入されたものを「国内外来種」と呼び、本書ではそれらを共に外来種として扱います。

①輸送
人間活動による生物種の移動

②導入
人間活動に伴い、種の自然分布域外への到着

③定着
繁殖・増殖可能な個体群の形成

④拡散
さらに新しい地域や範囲への分散や移動・定着



外来種が引き起こす問題

外来種は、以下の図に示すような生態系被害、人の生活・健康被害、農林水産業被害など、様々な問題を引き起します。特に大きな影響・被害を与えるものを「侵略的外来種」と呼びます。

生態系被害

もとからいた生きものに対する捕食・競合



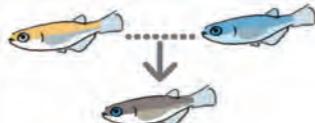
人の生活・健康被害

噛まれる
刺される



農林水産業被害

在来種と交雑（遺伝的攪乱）



意図的導入と非意図的導入

外来種の導入には、人間に明確な目的があって意図的に導入される場合（意図的導入）と、気が付かないうちに導入されてしまう非意図的な場合（非意図的導入）があります。目的があって輸送される生物も、気が付かない内に運ばれる生物も、人の活動に伴って導入される点では共通しています。

意図的導入

ペットや観賞用植物を野外に逃がす・捨てる



緑化や生きものを増やす目的で外来種を導入



非意図的導入



食用で輸入した生物が野生化

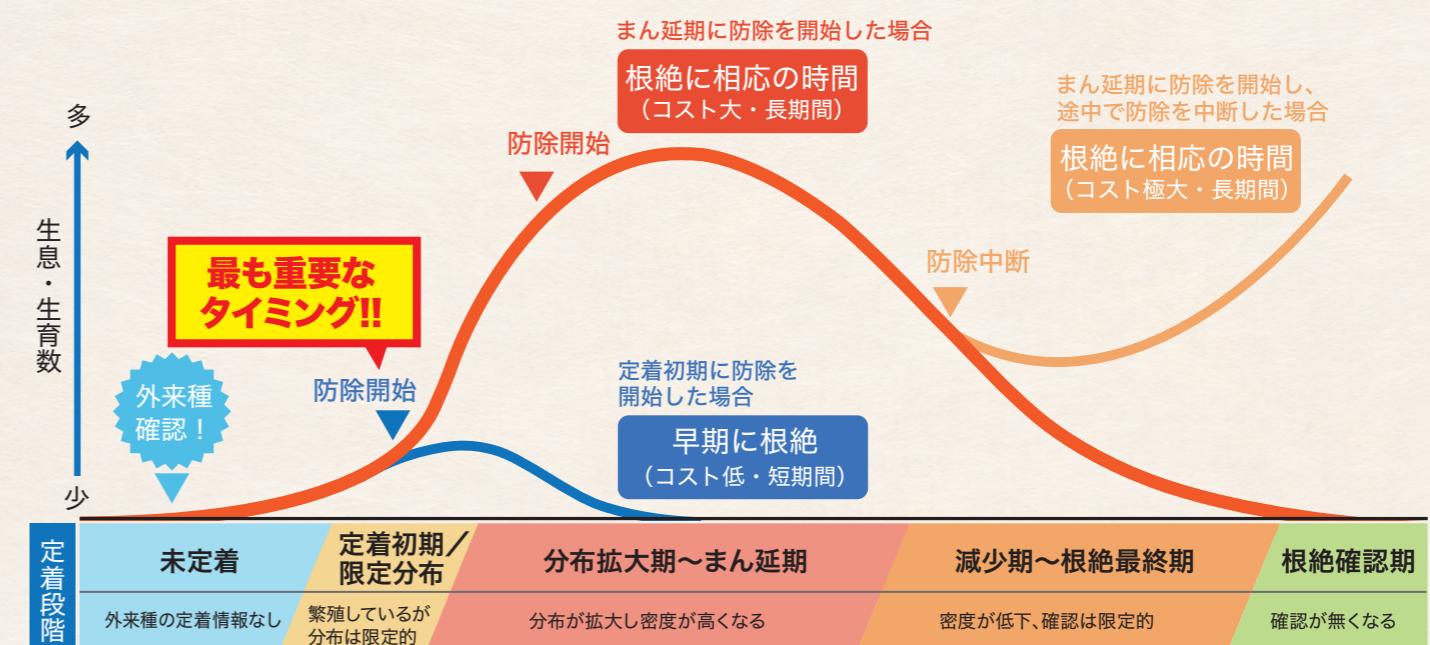


荷物や資材に混入
観葉植物の土や肥料に混入
人や車両に付着して移動

優先度をふまえた外来種対策

定着段階に応じた対策の実践

外来種対策は、早く見つけて、早く対応することが何より大切です。外来種が侵入後、どの程度広がっているか（定着段階）によって、効果的な対策手法は変わります。特に「定着初期/限定分布」の段階で、植物であれば抜き取りや刈り取り、動物であれば捕獲や卵・幼生の除去などの初期防除を行えば、少ない労力とコストで高い効果が期待できます。こうした重要なタイミングを逃さないように、対策場所における対策種の定着段階をしっかり確認しましょう。



外来種の定着段階と防除開始時期による対策効果のイメージ

※外来種被害防止行動計画（環境省・農林水産省・国土交通省2015）を参考に作成

予防や水際対策の推進

外来種対策は予防原則に基づき取り組んでいくことが大切です。

- ・港湾・空港等では、徹底した水際対策を国や関係者等と連携しながら強化していきましょう。
- ・近隣の自治体間や緑地等施設管理者間の連携を強化し、地域ごとに外来種に関する情報共有を進めましょう。
- ・専門家に加え、市民にも調査に参加してもらうなど、多くの目で外来種の侵入状況等を継続的に把握していきましょう。

外来種対策上の重要地域での集中的な対策

自然公園や保全地域等の自然地のほか、市街地であっても生物多様性保全上、重要な生態系を有するエリアや、島しょなど地域固有の生態系が存在するエリア、またはそれに隣接するエリアでは、侵略的外来種の影響がより深刻になるため、対策の優先度は高くなり、専門的知見を活用した集中的な対策を実践することが重要です。

一方、都市の孤立した緑地などでは、他地域では優先度が低い種であっても対策を継続することで、その地域の生物多様性保全上、高い効果が得られる場合もあります。地域ごとに、対策場所の自然的、社会的環境の違いなどを考慮し、優先度を見極めながら、それぞれの地域に即した集中的な対策を実践していくことが大切です。

【対策の実践における主な留意点】

- ・優先度を踏まえ、無理なく継続できる効果的な計画を策定し、実施しましょう。
- ・対策種の定着段階や、生態系や人の生活等にどの程度の影響を与えていたかなどを評価しましょう。
- ・実践にあたっては取組の成果を把握・記録しながら現状を見極め、計画を見直しながら順応的に対応しましょう。
- ・必要に応じて専門家のアドバイスを得ながら進めましょう。

東京都外来種対策リストの活用

「東京都外来種対策リスト2025」には、優先的に対策すべき外来種として本土部で466種、伊豆諸島で389種、重複を含め合計614種を掲載しています。生態系や人的、経済的な被害に関する侵略性や被害の大きさについて、専門家の協力のもと、種ごとに評価して作成しました。

リストには科名、種名、学名、別称等、由来(国外・国内)定着段階、国等による指定の種類と合わせ、カテゴリ区分(下図)ごとに掲載しています。

カテゴリ区分は「**侵入予防外来種**」「**定着防止外来種**」「**防除推進外来種**」「**防除検討外来種**」「**産業管理外来種**」の全部で5つとなっています。各カテゴリ区分を参考することで、優先して対策すべき種を抽出することができます。なお、外来種対策リストは今後も実情に応じて見直しを行っていきます。

東京都外来種対策リストは、東京都内で特に優先度が高い種をまとめたものです。これらを活用し、地域の実情に応じた対策を行うとともに、必要に応じて環境省・農林水産省が作成している「生態系被害防止外来種リスト」も参照してください。

※世界自然遺産に登録されている小笠原諸島については、環境省や東京都、小笠原村、NPOなどが一体となって積極的に外来種対策に取り組んでいるため、今回の2025年版対策リストでは対象から外しています。

東京都外来種対策リスト2025におけるカテゴリ区分



リストの見方・使い方 東京都外来種対策リスト2025のページの見方

外来種対策行動の手引きや外来種対策リストは、右の二次元コードからご覧いただけます。



分類群ごとに本土部、伊豆諸島に分けて記載

②由来
侵入の由来を国内外来種(国内)、国外外来種(国外)に、雑種など(一)に分けて記載

東京都外来種対策リスト(両生類) 本土部 1/1						
科名	種類・種群	学名	別称、流通名及び同一評価種	由来	定着段階	外来生物法
侵入・定着予防外来種						
定着防止外来種						
総合対策外来種						
防除推進外来種						
防除検討外来種						
産業管理外来種						

③定着段階

「未定着」
「定着初期／限定分布」
「分布拡大期～まん延期」
に分けて記載

④外来生物等指定
カテゴリ

- 外来生物法で特定外来生物に指定※法的規制あり
- 日本の侵略的外来種ワースト100
- 世界の侵略的外来種ワースト100

①カテゴリ区分

東京都対策リストのカテゴリで、対策の優先度を示す

★巻末の索引からは、生物名で調べることができます。

★リスト掲載種のうち、都内で確認されている主な外来種の対策方法については、「東京都外来種対策行動の手引き」本編第2部第3章に掲載している「主な対策外来種の個別解説」をご参照ください。

リスト掲載種を参考・引用することで様々な活用ができます。

公共施設の整備や維持管理現場での活用例

- ・公園・緑地の植栽計画を作る時の参考にしたい
- ・既存の樹林地や池など水辺の維持管理における生物管理で優先的に対策すべき種を判断したい
- ・指定管理者として年次報告書に外来種対策の実施状況を記載する際に参考にしたい

教育現場での活用例

- ・学校ビオトープにおける生物管理で導入や除去の判断をしたい
- ・環境教育等のカリキュラム作成時に、東京都の外来種対策の方針を参考にしたい
- ・生徒への注意喚起(触らない、持ち込まないなど)の根拠資料としたい

開発事業における活用例

- ・開発事業の環境アセスメント等で外来種の影響評価を行いたい
- ・緑化工事で使用する植物種の選定基準として活用したい
- ・造園・土木工事で発生した外来種の処分方法の参考にしたい

日々の暮らしの中での活用例

- ・家庭の庭やベランダで栽培している植物が外来種対策リストに該当するか確認したい
- ・地域の自然観察会で見つけた生物について対策の必要性を確認したい

都内で対策に取り組む際にはこのリストを参考に対策を進め、目的や目標の明確化、実施区域や体制の決定、関係機関や専門家との連携など、計画的に取り組み、対策を継続することが重要です。
具体的な実践に向けた留意事項や各種の対策方法は「外来種対策行動の手引き」本編を参照してください。

エリアごとの外来種問題

東京には多様な自然環境が存在します。これらの環境ごとに、外来種対策で注意すべきポイントや代表的な外来種（東京都外来種対策リスト2025掲載種）を紹介します。

森林環境

多くが森林に覆われており、多様な生態系がみられる。

ポイント①:登山道や集落およびその周辺

- ▶人や車両等による非意図的導入：
オオキンケイギク、アメリカスミレサイシンなど

ポイント②:河川（産業資源の持込）

- ▶産業目的で放流された魚類の逸出：
イワナ、ニジマスなど

ポイント③:山地の草地・伐採地

- ▶草地環境の変化による外来種の導入：
ペラベラヨメナ、コネズミガヤなど



オオキンケイギク

里山環境

人々が手を入れて維持してきた雑木林や草原、ため池、田畠などの様々な環境要素が連なっている。

ポイント①:ため池や水路、湧水などの水辺

- ▶娯楽のための意図的な放流：
オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、イチモンジタナゴなど

- ▶飼育個体の意図的な遺棄・放流、植栽：
アカミミガメ、メダカ、グッピー、アメリカザリガニ、オオカナダモ、キショウブ、園芸スイレンなど

ポイント②:田んぼや畠などの耕作地

- ▶外来種の侵入、在来種との交雑・競合：
アカウキクサ属、アメリカセンダングサ、アメリカタカサブロウなど

ポイント③:耕作放棄地・管理不足の里山環境

- ▶外来種の侵入、分布拡大の温床：
アライグマ、ガビチョウなど

- ▶在来種への生育圧迫、成長阻害など：
オオキンケイギク、セイタカアワダチソウ、オオブタクサなど

ポイント④:保全緑地や都市公園

- ▶他地域からの生物の持ち込みは要注意：
園芸スイレン、台湾ホトトギス、ヒメダカ、ホタル類など



アメリカザリガニ



キショウブ

河川環境

河川や運河、用水路、ダム湖などの水系で多様な生態系を形成し、様々な環境をつなぐ。

ポイント①:河川・用水路

- ▶飼育個体や釣り目的の意図的な放逐や放流：
オオクチバス、カメ類ブルーギル、コイ、メダカ、グッピー、アメリカザリガニなど

上流部からの非意図的な導入：

- ▶ナガエツルノゲイトウ、オオカナダモ、オオカワチシャなど

ポイント②:河川敷や流域の自治体

▶上流部からの非意図的な導入：

- アレチウリ、オオブタクサなど

▶上流、下流からの導入経路：

- アライグマ、キヨン、ヌマガエル、ハルシャギク、セイタカアワダチソウなど



オオクチバス



ナガエツルノゲイトウ

都市環境

人間活動が集中する環境だが、崖線や公園などにパッチ状の緑地が点在している。

ポイント①:都市公園の池やビオトープなどの水辺

- ▶飼育・栽培個体の意図的な遺棄・放流：
アカミミガメ、オオクチバス、ブルーギル、コイ、メダカ、アメリカザリガニ、オオフサモ、ホティアオイなど

- ▶保護・保全を目的とした誤った方法での導入：
キショウブ、スイレン類、メダカ、ホタル類など

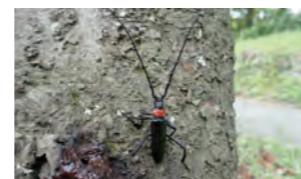
ポイント②:都市公園・緑地・街路樹

- ▶植栽に伴う非意図的な分布拡大：
ハナムグリ類、クビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリなど

ポイント③:住宅地の庭及びその周辺

- ▶飼育個体の意図的な放逐：
カエル類、クワガタムシ類、インコ類、チョウ類、熱帯魚など

- ▶住宅地の庭からの植栽植物の逸出：
オオキンケイギク、ヒメツリソバ、シチヘンゲ、ツルニチニチソウなど



クビアカツヤカミキリ

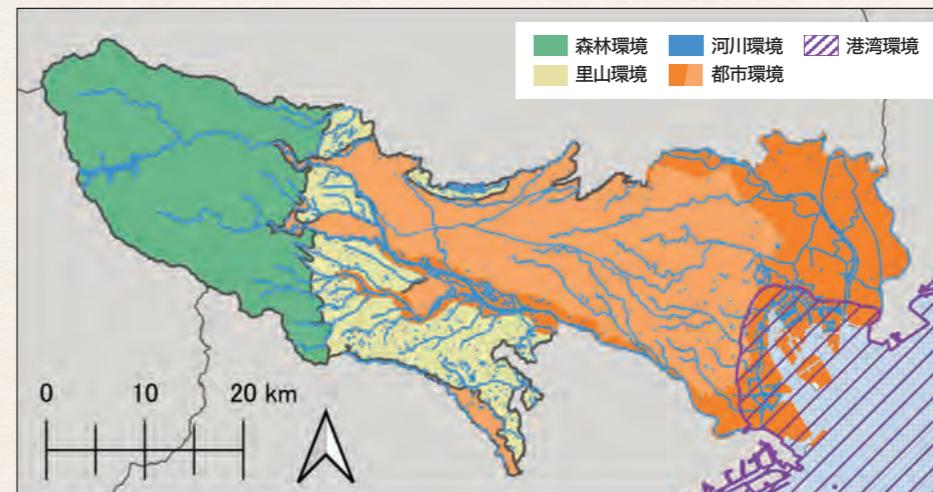


オオフサモ

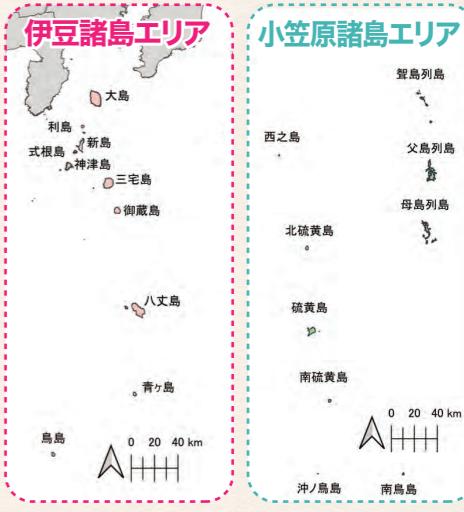


園芸スイレン

東京都(本土部)のエリア区分図



東京都(島しょ部)のエリア区分図



港湾環境

世界中から物流が集結する港湾施設やそれを取り巻く工場地区、住宅地区、緑地などが隣接している。

ポイント①:港湾施設周辺

- ▶海外からの貨物コンテナなどに紛れ込む外来種の対策：
ヒアリ、セアカゴケゴモなど

ポイント②:工場・施設緑地

- ▶貨物コンテナなどに紛れ込んできた外来種の定着：
ヒアリ、ハナムグリ類、セアカゴケゴモなど



ヒアリ



コウロエンカワヒバリガイ

ポイント③:ベイエリアの住宅地や公園

- ▶港湾施設から近隣の住宅地への侵入：
ヒアリ、セアカゴケゴモなど

ポイント④:汽水域・岩場・塩性湿地・干潟

- ▶過去に貨物船によって侵入した外来種の把握：
フジソボ類、ヨーロッパミドリガニ、ムラサキイガイ、コウロエンカワヒバリガイ、ホンビノスガイ、シナハマグリなど

島しょ環境

本土や大陸と陸続きになったことがない海洋島からなり、固有種が多く生息・生育するため、島ごとに特有の生態系が成立している。

伊豆諸島

ポイント①:飼育動物による被害

- クリハラリス、キヨン、台湾ザル（伊豆大島）、ニホンジカ（新島）など



キヨン



アズマヒキガエル

ポイント②:国内外来種による島固有の生態系のかく乱

- ヒキガエル類、ツツジ属（栽培種）、クワガタムシ類（全島）など

ポイント③:捕食圧の強い外来種の導入

- イタチ（利島・三宅島・八丈島・青ヶ島）、野生化したイエネコ（御蔵島）など

ポイント④:人の移動や物資輸送に紛れて導入

- アシジロヒラフシアリ（八丈島）、オオキンケイギク、セイタカアワダチソウ、アメリカセンダングサ（全島）など

小笠原諸島 実践されている主な対策

- ▶ノヤギ対策
- ▶野生化したイエネコ「ノネコ」対策
- ▶ネズミ対策
- ▶グリーンアノール対策
- ▶他